

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行

(当日は、その  
日は、お休み  
がとる日  
が翌日  
の翌日)

## 目 次

### ◇ 告 示

- 県道の区域の決定(道路課)
- 一般国道の区域の変更(シ)
- 県道の区域の変更(シ)
- 一般国道の供用の開始(シ)
- 県道の供用の開始(シ)
- 県道の供用の廃止(シ)

## 告 示

### 鳥取県告示第二百四十一号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道の区域を次のように決定したので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、平成八年三月二十九日から二週間鳥取県土木部道路課(鳥取市東町一丁目二二〇)において一般の縦覧に供する。

平成八年三月二十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

路線名	区 間	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)
倉吉東伯線	東伯郡東伯町大字浦安字荒神下モ五八一―一 地先から同大字惣連二二〇―一地先 まで	一六・〇 三二・六	一六〇・〇
米子境港自 転車道線	米子市西福原字米川向新町道西一―一 地先から同市米原二丁目二六三―一地先 まで	三・七 七・四	一二九七・〇
	米子市富益町字米川西四 四二三五地先 から同市富益町字米川西八 四五八二地 先まで	三・一 四・六	六二二・〇

### 鳥取県告示第二百四十二号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、一般国道の区域を次のように変更したので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、平成八年三月二十九日から二週間鳥取県土木部道路課(鳥取市東町一丁目二二〇)において一般の縦覧に供する。

平成八年三月二十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

路線名	区間	変更前後別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	
一七九号	東伯郡三朝町大字大柿字中曾根五九三 一―地先から同地先まで	変更前	一一・〇〇	八・〇〇	
		変更後	一一・〇〇	八・〇〇	
	日野郡日野町本郷字下り瀬三六二 一―地先から同字三六一―地先まで	変更前	一一・〇〇	七・八〇〇	
		変更後	一一・〇〇	七・八〇〇	
	日野郡日野町下菅字赤ハゲ道下夕四三 一―地先から同町下菅字サガリ場七六一―地先まで	変更前	一一・〇〇	七・八〇〇	
		変更後	一一・〇〇	七・八〇〇	
	日野郡日野町小内字河平ヲ六八二 一―地先から同地先まで	変更前	一一・〇〇	七・八〇〇	
		変更後	一一・〇〇	七・八〇〇	
	日野郡日南町菅沢字川西山一一二 一―地先から同地先まで	変更前	一一・〇〇	七・八〇〇	
		変更後	一一・〇〇	七・八〇〇	
	日野郡日南町菅沢字川西山一一二 一―地先から同地先まで	変更前	一一・〇〇	七・八〇〇	
		変更後	一一・〇〇	七・八〇〇	
	日野郡日南町菅沢字川西山一一二 一―地先から同地先まで	変更前	一一・〇〇	七・八〇〇	
		変更後	一一・〇〇	七・八〇〇	
西伯郡西伯町大字上中谷字向田四八八 一―地先から同地先まで	変更前	一一・〇〇	七・八〇〇		
	変更後	一一・〇〇	七・八〇〇		
西伯郡西伯町大字阿賀字平塚東一二二 八―地先から同町大字福成字今出一六八〇―地先まで	変更前	一一・〇〇	七・八〇〇		
	変更後	一一・〇〇	七・八〇〇		
日野郡江府町大字武庫字税木九六一 二―地先から同字九七一―地先まで	変更前	一一・〇〇	七・八〇〇		
	変更後	一一・〇〇	七・八〇〇		
一八〇号	日野郡江府町大字江尾字小原ノ一 一六九八―地先から同地先まで	変更前	一一・〇〇	三二・〇〇	
		変更後	一一・〇〇	三二・〇〇	
	日野郡溝口町根原字下庄後一二二 九―地先から同町白水字松原二六三 一―地先まで	変更前	一一・〇〇	三二・〇〇	
		変更後	一一・〇〇	三二・〇〇	
	日野郡日南町萩原字中ハサラ田一三 七八地先から同町萩原字フロノ前五 七―地先まで	変更前	一一・〇〇	三二・〇〇	
		変更後	一一・〇〇	三二・〇〇	
	東伯郡関金町大字関金宿字町尻一三 二四―七地先から同町大字安歩字下 大向九七一―三六地先まで	変更前	一一・〇〇	三二・〇〇	
		変更後	一一・〇〇	三二・〇〇	
	倉吉市鴨河内字下花ノ木一七〇八 一―地先から同市上古川字上河原一九 三一―地先まで	変更前	一一・〇〇	三二・〇〇	
		変更後	一一・〇〇	三二・〇〇	
	八頭郡智頭町大字駒掛字小田上エ五 八六一―地先から同大字上田二五 〇―二地先まで	変更前	一一・〇〇	三二・〇〇	
		変更後	一一・〇〇	三二・〇〇	
	八頭郡智頭町大字駒掛字沓掛七一四 地先から同町大字福原字双ヶ瀬三七 八―二地先まで	変更前	一一・〇〇	三二・〇〇	
		変更後	一一・〇〇	三二・〇〇	
八頭郡若桜町大字若荷谷字下河原三 二八―五八地先から同大字字休ノ上 三二八―三一―地先まで	変更前	一一・〇〇	三二・〇〇		
	変更後	一一・〇〇	三二・〇〇		
八頭郡若桜町大字若荷谷字休ミ下モ 三二二―三三―地先から同地先まで	変更前	一一・〇〇	三二・〇〇		
	変更後	一一・〇〇	三二・〇〇		
一八一号	倉吉市鴨河内字下花ノ木一七〇八 一―地先から同市上古川字上河原一九 三一―地先まで	変更前	一一・〇〇	三二・〇〇	
		変更後	一一・〇〇	三二・〇〇	
	八頭郡智頭町大字駒掛字小田上エ五 八六一―地先から同大字上田二五 〇―二地先まで	変更前	一一・〇〇	三二・〇〇	
		変更後	一一・〇〇	三二・〇〇	
	八頭郡智頭町大字駒掛字沓掛七一四 地先から同町大字福原字双ヶ瀬三七 八―二地先まで	変更前	一一・〇〇	三二・〇〇	
		変更後	一一・〇〇	三二・〇〇	
	八頭郡若桜町大字若荷谷字下河原三 二八―五八地先から同大字字休ノ上 三二八―三一―地先まで	変更前	一一・〇〇	三二・〇〇	
		変更後	一一・〇〇	三二・〇〇	
	八頭郡若桜町大字若荷谷字休ミ下モ 三二二―三三―地先から同地先まで	変更前	一一・〇〇	三二・〇〇	
		変更後	一一・〇〇	三二・〇〇	
	一八二号	倉吉市鴨河内字下花ノ木一七〇八 一―地先から同市上古川字上河原一九 三一―地先まで	変更前	一一・〇〇	三二・〇〇
			変更後	一一・〇〇	三二・〇〇
		八頭郡智頭町大字駒掛字小田上エ五 八六一―地先から同大字上田二五 〇―二地先まで	変更前	一一・〇〇	三二・〇〇
			変更後	一一・〇〇	三二・〇〇
八頭郡智頭町大字駒掛字沓掛七一四 地先から同町大字福原字双ヶ瀬三七 八―二地先まで		変更前	一一・〇〇	三二・〇〇	
		変更後	一一・〇〇	三二・〇〇	
八頭郡若桜町大字若荷谷字下河原三 二八―五八地先から同大字字休ノ上 三二八―三一―地先まで		変更前	一一・〇〇	三二・〇〇	
		変更後	一一・〇〇	三二・〇〇	
八頭郡若桜町大字若荷谷字休ミ下モ 三二二―三三―地先から同地先まで		変更前	一一・〇〇	三二・〇〇	
		変更後	一一・〇〇	三二・〇〇	
一八三号		倉吉市鴨河内字下花ノ木一七〇八 一―地先から同市上古川字上河原一九 三一―地先まで	変更前	一一・〇〇	三二・〇〇
			変更後	一一・〇〇	三二・〇〇
		八頭郡智頭町大字駒掛字小田上エ五 八六一―地先から同大字上田二五 〇―二地先まで	変更前	一一・〇〇	三二・〇〇
			変更後	一一・〇〇	三二・〇〇
	八頭郡智頭町大字駒掛字沓掛七一四 地先から同町大字福原字双ヶ瀬三七 八―二地先まで	変更前	一一・〇〇	三二・〇〇	
		変更後	一一・〇〇	三二・〇〇	
	八頭郡若桜町大字若荷谷字下河原三 二八―五八地先から同大字字休ノ上 三二八―三一―地先まで	変更前	一一・〇〇	三二・〇〇	
		変更後	一一・〇〇	三二・〇〇	
	八頭郡若桜町大字若荷谷字休ミ下モ 三二二―三三―地先から同地先まで	変更前	一一・〇〇	三二・〇〇	
		変更後	一一・〇〇	三二・〇〇	
	一八四号	倉吉市鴨河内字下花ノ木一七〇八 一―地先から同市上古川字上河原一九 三一―地先まで	変更前	一一・〇〇	三二・〇〇
			変更後	一一・〇〇	三二・〇〇
		八頭郡智頭町大字駒掛字小田上エ五 八六一―地先から同大字上田二五 〇―二地先まで	変更前	一一・〇〇	三二・〇〇
			変更後	一一・〇〇	三二・〇〇
八頭郡智頭町大字駒掛字沓掛七一四 地先から同町大字福原字双ヶ瀬三七 八―二地先まで		変更前	一一・〇〇	三二・〇〇	
		変更後	一一・〇〇	三二・〇〇	
八頭郡若桜町大字若荷谷字下河原三 二八―五八地先から同大字字休ノ上 三二八―三一―地先まで		変更前	一一・〇〇	三二・〇〇	
		変更後	一一・〇〇	三二・〇〇	
八頭郡若桜町大字若荷谷字休ミ下モ 三二二―三三―地先から同地先まで		変更前	一一・〇〇	三二・〇〇	
		変更後	一一・〇〇	三二・〇〇	



三朝中線	東伯郡三朝町大字神倉字河原畑九七一―三地从り同字九七三―四地先まで	変更後	八・五 四七・〇	六〇・〇
高線 郡家鹿野気	東伯郡三朝町大字神倉字河原畑九七一―三地从り同字九七三―四地先まで	変更前	八・五 二一・五	六〇・〇
	東伯郡三朝町大字神倉字河原畑九七一―三地从り同字九七三―四地先まで	変更後	八・五 一七・〇	七九・〇
高線	東伯郡三朝町大字神倉字河原畑九七一―三地从り同字九七三―四地先まで	変更前	七・〇 一四・〇	七九・〇
	東伯郡三朝町大字神倉字河原畑九七一―三地从り同字九七三―四地先まで	変更後	七・〇 一五・五	七二・〇
美線 鳥取国府岩	東伯郡三朝町大字神倉字河原畑九七一―三地从り同字九七三―四地先まで	変更前	八・七 一五・五	七二・〇
	東伯郡三朝町大字神倉字河原畑九七一―三地从り同字九七三―四地先まで	変更後	八・七 一五・五	七二・〇
赤碕大山線	東伯郡三朝町大字神倉字河原畑九七一―三地从り同字九七三―四地先まで	変更前	九・〇 一八・二	三八・〇
	東伯郡三朝町大字神倉字河原畑九七一―三地从り同字九七三―四地先まで	変更後	九・〇 一八・二	三八・〇
秋里吉方線	東伯郡三朝町大字神倉字河原畑九七一―三地从り同字九七三―四地先まで	変更前	七・六 一〇・五	三八・〇
	東伯郡三朝町大字神倉字河原畑九七一―三地从り同字九七三―四地先まで	変更後	七・六 一〇・五	三八・〇
米子大山線	東伯郡三朝町大字神倉字河原畑九七一―三地从り同字九七三―四地先まで	変更前	六・八 四二・〇	三四八・〇
	東伯郡三朝町大字神倉字河原畑九七一―三地从り同字九七三―四地先まで	変更後	六・八 四二・〇	三四八・〇
倉吉赤碕中山線	東伯郡三朝町大字神倉字河原畑九七一―三地从り同字九七三―四地先まで	変更前	一・八 二九・〇	二五七・〇
	東伯郡三朝町大字神倉字河原畑九七一―三地从り同字九七三―四地先まで	変更後	一・八 二九・〇	二五七・〇
米子境港線	東伯郡三朝町大字神倉字河原畑九七一―三地从り同字九七三―四地先まで	変更前	九・二 一〇・二	二五七・〇
	東伯郡三朝町大字神倉字河原畑九七一―三地从り同字九七三―四地先まで	変更後	九・二 一〇・二	二五七・〇

倉吉市下米積字池田ノ下七四二―一 地先から同市上米積字壹町田一三五 二―一地从りまで	変更前	一一・五 四一・五	六〇八・〇
東伯郡赤碕町大字尾張字はつたい三 七―一五地从り同大字高平三七 二―四地先まで	変更前	一一・〇 一九・〇	一〇六・〇
東伯郡赤碕町大字尾張字はつたい三 七―一五地从り同大字高平三七 二―四地先まで	変更後	一一・〇 一九・〇	一〇六・〇
西伯郡中山町羽田井字萩原一八四五― 二地先から同地先まで	変更前	七・二 九・〇	四五・〇
西伯郡中山町羽田井字萩原一八四五― 二地先から同地先まで	変更後	七・二 九・〇	四五・〇
西伯郡中山町羽田井字萩原一八四五― 二地先から同地先まで	変更前	九・七 一〇・〇	一一・〇
西伯郡中山町羽田井字萩原一八四五― 二地先から同地先まで	変更後	九・七 一〇・〇	一一・〇
西伯郡中山町羽田井字萩原一八四五― 二地先から同地先まで	変更前	八・六 一七・二	二四・〇
西伯郡中山町羽田井字萩原一八四五― 二地先から同地先まで	変更後	八・六 一七・二	二四・〇
西伯郡中山町羽田井字萩原一八四五― 二地先から同地先まで	変更前	二・八 四・〇	二四・〇
西伯郡中山町羽田井字萩原一八四五― 二地先から同地先まで	変更後	二・八 四・〇	二四・〇
西伯郡大山町赤松字池ノ奥二七〇― 八地先から同字一七〇―一―地先 まで	変更前	四・四 六・五	三七・〇
西伯郡大山町赤松字池ノ奥二七〇― 八地先から同字一七〇―一―地先 まで	変更後	四・四 六・五	三七・〇
八頭郡郡家町大字落石字三山口三七 〇―六地从り同大字字段所四〇― 一―地先まで	変更前	五・一 六・八	二四一・〇
八頭郡郡家町大字落石字三山口三七 〇―六地从り同大字字段所四〇― 一―地先まで	変更後	五・一 六・八	二四一・〇
八頭郡郡家町大字落石字三山口三七 〇―六地从り同大字字段所四〇― 一―地先まで	変更前	九・〇 二一・〇	二四〇・〇
八頭郡郡家町大字落石字三山口三七 〇―六地从り同大字字段所四〇― 一―地先まで	変更後	九・〇 二一・〇	二四〇・〇
八頭郡郡家町大字落石字三山口三七 〇―六地从り同大字字段所四〇― 一―地先まで	変更前	九・二 一六・〇	七〇・〇
八頭郡郡家町大字落石字三山口三七 〇―六地从り同大字字段所四〇― 一―地先まで	変更後	九・二 一六・〇	七〇・〇
日野郡溝口町畑池字広田八四―四地 先から同町二部字長政馬場五七四― 四地先まで	変更前	七・八 七八・八	一一・〇
日野郡溝口町畑池字広田八四―四地 先から同町二部字長政馬場五七四― 四地先まで	変更後	七・八 七八・八	一一・〇
米子市葭津字北谷一七六六―四地先 から同字一七六四―一―地先まで	変更前	六・五 一〇・二	三三三・〇
米子市葭津字北谷一七六六―四地先 から同字一七六四―一―地先まで	変更後	六・五 一〇・二	三三三・〇

淀江岸本線	米子市福万字石中ノ二 五〇七―三 地先から同市福万字石田五八五―一 地先まで	變更後	一〇・六 二九・〇	三三三・〇	
	變更前	九・〇 二九・〇	三三三・〇		
岸本江府線	日野郡江府町大字吉原字原尻一六三 一―一―地先から同地先まで	變更後	一四・〇 一五・五	一一二・〇	
		變更前	一一・八 一四・〇	一一二・〇	
	日野郡江府町大字吉原字中林一四四 一内第七地先より同大字字袋原一八 五―一―三―地先まで	變更後	一一・五 一七・〇	四四六・〇	
		變更前	六・〇 九・〇	四四六・〇	
	日野郡江府町大字吉原字中林一四四 二内第三―地先から同字一四四―内 第七地先まで	變更後	一一・六 一七・四	二八七・〇	
		變更前	八・六 一三・〇	二八七・〇	
	倉吉川上青 谷線	東伯郡東郷町大字川上字道祖神一九 一―一―地先から同大字字河原田一 〇二四―三―地先まで	變更後	七・五 一二・五	二〇〇・〇
			變更前	七・〇 一二・〇	二〇〇・〇
	東伯関金線	倉吉市福本字大境四〇―一―三―地先か ら同市福本字家ノ上八九七地先まで	變更後	八・五 一九・五	一〇〇・〇
			變更前	五・五 一九・〇	九五・〇
倉吉市上米積字下田四七〇―一―五―地先 から同字四六四―一―地先まで		變更後	一〇・五 三五・〇	一一五・〇	
		變更前	四・八 一四・〇	一一五・〇	
鳥取河原用 瀬線		八頭郡河原町大字山上字陽二六―一― 地先から同字二六―一―五―地先まで	變更後	一〇・五 二四・〇	五〇・〇
			變更前	五・〇 六・五	五〇・〇
阿毘縁菅沢 線		日野郡日南町折渡字上ミ川西山一〇 二四―四―地先から同字一〇二四―六― 地先まで	變更後	一一・〇 二一・〇	三七・〇
			變更前	八・〇 九・〇	三七・〇
		境港市清水町七六一―一―地先から同 市弥生町六七地先まで	變更後	一五・〇 三二・六	一三七・〇
			變更前	九・二 二七・五	一三九・〇

倉吉東伯線	東伯郡大栄町大字龜谷字山崎八二四― 一―地先から同大字字新山一〇一六地 先まで	變更後	一〇・九 二四・〇	二七六・〇
		變更前	六・一 一八・五	二七八・〇
常藤関金線	東伯郡関金町大字関金宿字上割二三 九七―四―地先から同地先まで	變更後	八・〇 一〇・〇	一五・〇
		變更前	四・〇 五・〇	一五・〇
	東伯郡関金町大字関金宿字本谷二三 九三―一―地先から同地先まで	變更後	六・〇 一〇・〇	一一・〇
		變更前	四・〇 八・〇	一一・〇
神戸ノ上新 見線	日野郡日南町神戸上字盡シ田二八一― 六―地先から同町神戸上字神田三五七― 三―地先まで	變更後	八・五 二四・八	四六一・〇
		變更前	六・〇 一六・九	四六五・〇
印賀横田線	日野郡日南町阿毘縁字馬ノ脊一二三 八―二―地先から同町阿毘縁字高山ノ 上ミ一四一七―三―地先まで	變更後	一・八 三四・〇	三九五・〇
		變更前	五・〇 二五・八	三九七・〇
多里伯太線	日野郡日南町笠木字竹外山三〇一― 地先から同地先まで	變更後	二・七 六・七	五九・〇
		變更前	二・七 六・三	五九・〇
米子広瀬線	日野郡日南町萩原字番定田五六五― 一―地先から同地先まで	變更後	一三・六 二二・〇	四七・〇
		變更前	一〇・五 一四・三	三六・〇
米子市新山字清水九五二―二―地先か ら同字九三七―一―地先まで	米子市新山字青木本一二二八―一―地 先から同市新山字中島二三七―一―地先 まで	變更後	一・八 一七・一	一三七・〇
		變更前	四・六 一〇・〇	一三七・〇
豊房御来屋 線	西伯郡大山町豊房字尾原二〇四六― 二五七―地先から同地先まで	變更後	一四・五 四一・五	二五四・〇
		變更前	八・三 一二・五	二五三・〇

才代船岡線	八頭郡八東町大字横田字善明田九五 一 地先から同字九六一一 二地先まで	変更前 六・一 七・五	変更後 一〇・〇 一〇・三	五二・〇
八東停車場線	八頭郡八東町大字才代字上柿木田一 五〇一 二地先から同大字字井ノ口一 三三 次一 地先まで	変更前 六・三 一〇・八	変更後 一〇・五 二二・九	八八・〇 八八・〇
鳥取砂丘線	鳥取市秋里字東皆竹畑七二三一 四地 先から同字七〇七一 一 地先まで	変更前 一九・〇 二四・五	変更後 二二・五 二五・五	六〇・〇 六〇・〇
高路古海線	鳥取市中村字兵庫屋敷六六一 二地先 から同市中村字水木ケ坪六七一 一 地 先まで	変更前 九・五 一三・〇	変更後 九・五 一三・〇	三三・〇 三三・〇
矢矯松原線	鳥取市矢矯字岩田三四四 地先から同 市矢矯字中玄谷巷六一 二 地先まで	変更前 四・五 三〇・〇	変更後 三〇・〇 三〇・〇	四九九・〇 四九九・〇
鷹狩渡一木線	八頭郡河原町大字八日市字蜘蛛谷一 二四一九 地先から同大字字地藏畑ケ 二八九一 一 地先まで	変更前 五・五 一一・八	変更後 五・五 一四・〇	一一三・〇 一一三・〇
柚小屋曳田線	八頭郡河原町大字弓河内字田中七〇一 一 地先から同町大字小畑字湯道面一 六一 一 地先まで	変更前 四・九 一五・〇	変更後 一一・〇 二五・五	八〇八・〇 七六〇・〇
上井北条線	倉吉市上井字小泓六〇一 五 一 地先か ら同市上井字宮ケ坪七五一 一 四 地先 まで	変更前 四二・六 七三・〇	変更後 一七・〇 六〇・〇	七四・〇 七四・〇
法万大栄線	倉吉市上井町一丁目九一 二 地先から 同町九一 六 地先まで	変更前 一四・〇 二六・二	変更後 一六・八 二六・二	二四・〇 二四・〇
	東伯郡大栄町大字西高尾字柏谷奥五 四〇一 六 地先から同大字字柏谷五五 三一 二 地先まで	変更前 六・〇 一八・四	変更後 一一・二 五三・〇	四一〇・〇 六〇六・〇

木地山倉吉線	倉吉市宮川町二二七 一 一 地先から同 町一五九一 六 三 地先まで	変更前 七・五 一一・〇	変更後 九・四 二〇・〇	六一・〇 六一・〇
大滝白水線	日野郡溝口町大滝字瀬戸平五二〇一 一 地先から同地先まで	変更前 八・二 一一・〇	変更後 一四・三 二六・〇	九二・〇 九三・〇
上石見黒坂停車場線	日野郡日野町中菅字瀧山西平ラ四六 四一 一 九 地先から同町中菅字小倉原 五三四 地先まで	変更前 八・七 七一・〇	変更後 一四・〇 一四七・六	一一一・〇 一一一・〇
猪子原上石見停車場線	日野郡日南町三豆字仲山尻リ二五四一 二 地先から同町三吉字四斗ナシ二八 〇一 六 地先まで	変更前 七・五 一八・〇	変更後 二〇・〇 二四・〇	一五六・〇 一六・〇
三代寺宮下線	岩美郡国府町大字中郷字上赤子田六 〇一 一 地先から同地先まで	変更前 一四・五 三一・五	変更後 一四・五 三一・五	一一・〇 一一・〇
小河内加茂線	八頭郡佐治村大字津無字薬師七九六一 三 地先から同村大字加茂字岡四四〇一 一 地先まで	変更前 四・五 二三・五	変更後 四・五 二七・〇	一〇四三・〇 一〇四三・〇
東郷羽合線	東伯郡東郷町大字宮内字山屋敷八二 三一 一 地先から同大字字段々ケハナ 一〇八一 一 二 地先まで	変更前 五・五 三二・〇	変更後 一四・〇 三七・〇	八〇九・〇 七八四・〇
厳城上灘線	倉吉市厳城字宮の前一二三六 次 二 地 先から同市見日町四八一 一 地先まで	変更前 七・五 一〇・〇	変更後 一一・三 一七・〇	一九一・〇 一九一・〇
羽田井植松線	西伯郡中山町樋口字柳ケ下三八七 地 先から同町栄田字下松之木七〇二 地 先まで	変更前 一〇・三 四二・三	変更後 一一・〇 四二・三	八八二・〇 八八二・〇



倉吉東郷自 転車道線	倉吉市福吉町二丁目一四五八―一五 地先から同市金森町九地先まで	変更後	四・〇 四・八	一六五・〇
羽合東伯線	東伯郡大栄町大字由良宿字乙ヶ崎八 一八地先から同大字字高下際八〇四― 一六地先まで	変更前 変更後	四・七 一三・五 一九・〇	一六一・〇 三三・〇
鳥取砂丘細 川線	岩美郡福部村大字湯山字高浜二一六 四一七七四地先から同字二一六四― 七九七地先まで	変更前 変更後	七・五 二八・〇 四六・五	二四九一・〇 二四九五・〇
下見関金線	東伯郡関金町大字大鳥居字油木一二 三三―四八地先から同大字字上坂一 一六八―四地先まで	変更前 変更後	五・〇 一六・五 二八・〇	一七一・〇 一七一・〇
倉吉環状線	倉吉市巖城字向山一六〇九―二〇地 先から同市巖城字丸山下七〇七―二 〇地先まで	変更前 変更後	一五・〇 二八・〇 四九・〇	一一四・〇 九八・〇
板井原濁谷 線	日野郡日野町板井原字神田九〇九地 先から同字九一七地先まで	変更前 変更後	四・六 七・〇 二〇・〇	五九・〇 五九・〇
赤松淀江線	西伯郡淀江町大字西尾原字上村屋敷 八五―一地先から同地先まで	変更前 変更後	一三・七 一四・〇 一三・九 一六・八	三・〇 三・〇
上大立大栄 線	倉吉市上大立字千甫田三七一―一 地先から同市上大立字柳谷三四四―五地先 まで	変更前 変更後	三・〇 四・〇 一五・〇 一九・〇	九六・〇 九六・〇
西字塚那岐 停車場線	八頭郡智頭町大字大青字吉が鼻一― 一―地先から同町大字野原字西谷一七 二―二地先まで	変更前 変更後	八・〇 一三・〇 一三・〇	四六〇・〇 四六〇・〇
八頭郡那家町大字万代寺字前河原四 七七―二地先から同大字字船ノ上エ 四九四―七地先まで	変更前 変更後	五・九 一〇・〇 二〇・〇	二七〇・〇 二六八・〇	

路線名	変更前後	区	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
倉吉江府溝 口線	変更前 変更後	倉吉市鴨河内字座頭落一七三四―一六 地先から同市鴨河内字下花ノ木一七 〇九―一―地先まで	九・二 二〇・一	二七五・〇
鳥取河原用 瀬線	変更前	八頭郡河原町大字湯谷字假湯谷一― 一―地先から同町大字牛戸字代ノ田二 一―一―地先まで	八・〇 二六・八	一〇四七・〇
	変更後	八頭郡河原町大字湯谷字假湯谷一― 一―地先から同町大字牛戸字代ノ田二 一―一―地先まで	九・二 三五・八	八四四・〇
	変更前	八頭郡河原町大字牛戸字大日ノ上ミ 一八八―一―地先から同大字字代ノ 田二〇―一―地先まで	八・〇 一九・〇	六二八・〇
東伯関金線	変更前	倉吉市福本字家ノ上四〇八―一―五地 先から同市福本字上屋敷通二七五地 先まで	四・〇 一七・五	三八四・〇
	変更後	倉吉市福本字家ノ上四〇八―一―五地 先から同市福本字上屋敷通二七五地 先まで	六・〇 二三・〇	九六・〇
	変更前	東伯郡大栄町大字由良宿字諸樋四七 八―一―三―三―地先から同大字字南内浜一 二九一―一―五―五―地先まで	八・〇 二〇・〇	一七二・〇



仙隠岡田線		巖城上灘線		線 柚小屋曳田			線 由良停車場	
変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	
倉吉市西倉吉町字西倉吉一八一・一六三・九〇・〇、 地先から同字一八一・四地先まで	倉吉市西倉吉町字屋敷二八七・一三三 地先から同町字西倉吉一八一・一 地先 まで	倉吉市見日町四七三三三三三三三三三三 二九一・二地先まで	倉吉市見日町四七三三三三三三三三三三 七七地先まで	八頭郡河原町大字牛戸字大日ノ上ミ 一九四一・一〇地先から同町大字中井 字懸ヶ上り一六九一・八地先まで	八頭郡河原町大字湯谷字假場谷一 一 地先から同町大字中井字宮ノ本一 八四一・一地先まで	八頭郡河原町大字牛戸字下広田三九一 四地先から同町大字中井字宮ノ上 二〇一・三三三三三三三三三三三三 三三三三三三三三三三三三三三三三 三三三三三三三三三三三三三三三三	八頭郡河原町大字湯谷字假場谷一 一 地先から同町大字中井字宮ノ本一 八四一・一地先まで	東伯郡大栄町大字由良宿字諸樋四七 八一三三三三三三三三三三三三三三 二九一・一五地先まで
四〇・五	一五・〇、 二五・〇	一一五・〇、 三九・〇	一一五・〇、 三九・〇	七・〇、 一七・五	九・二、 四八・〇	九・二、 三六・八	七・〇、 四〇・〇	八・〇、 二〇・〇
五六・〇	五六・〇	二二九・〇	三三八・〇	九七三・〇	一八〇九・〇	八四六・〇	一四九五・〇	一七二・〇

米子空港線		陸上岩井線			線 奥谷正蓮寺		
変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	
東伯郡赤碓町大字山川字中村一三八一 二地先から同町大字宮木字サナシ垣 二六三・一六地先まで	境港市佐斐神町字城ノ内一六六〇・一 三三三三三三三三三三三三三三三三 三三三三三三三三三三三三三三三三 〇〇一・四地先まで	境港市小篠津町字川本一五二八・一 〇〇一・四地先まで	境港市佐斐神町字城ノ内一六六〇・一 三三三三三三三三三三三三三三三三 〇〇一・四地先まで	岩美郡岩美町大字田河内字坂ノ谷口 五九二地先から同字五八七地先まで	岩美郡岩美町大字田河内字坂ノ谷口 五八七地先から同地先まで	岩美郡岩美町大字田河内字籬谷五九 六一一地先から同大字字坂ノ谷口五 八七地先まで	鳥取市桜谷字上土居八四一・一地先か ら同市正蓮寺字前田二二〇一・一地先 まで
五・二、 二九〇	一七・〇、 六九・〇	二四・〇、 三三・〇	一七・〇、 六九・〇	三・〇、 四・二	一六・〇、 三三・〇	三・〇、 二六・〇	一六・〇、 三六・〇
一九三七・〇	一五〇・〇	一〇五・〇	一五〇・〇	二〇四・〇	二七・〇	三九二・〇	三六四・〇

船上山赤碓線	
変更後	
東伯郡赤碓町大字山川字中村一三八一 二地先から同町大字宮木字サナシ垣 二六三―六地先まで	一一・〇〇 三九・〇〇
東伯郡赤碓町大字山川字寺ノ條一〇一 一地先から同町大字宮木字サナシ垣 二六三―一地先まで	五・二〇 二九・〇〇
	二〇二二・〇〇 一五七二・〇〇

鳥取県告示第二百四十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のとおり一般国道の供用を開始するので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、平成八年三月二十九日から二週間鳥取県土木部道路課（鳥取市東町一丁目二二〇）において一般の縦覧に供する。

平成八年三月二十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

路線名	区 間	供用開始の期日
一七九号	東伯郡三朝町大字大柿字中曾根五九三―一地先から同地先まで 日野郡日野町本郷字下り瀬三六二―一地先から同字三六一―一地先まで	平成八年三月三十一日
一八〇号	日野郡日野町下菅字赤ハゲ道下夕四三―一地先から同町下菅字サガリ場七六一―一地先まで 日野郡日野町小河内字河平ラ六八二―一地先から同地先まで 日野郡日南町菅沢字川西山一一二―一〇地先から同地先まで 日野郡日南町菅沢字川西山一一二―一〇地先から同地先まで 西伯郡西伯町大字上中谷字向田四八八―一地先から同地先まで 西伯郡西伯町大字阿賀字平塚東二二八―一地先から同町大字福成字今出一六八〇―一〇二地先まで	〃
一八一号	日野郡江府町大字武庫字税木九六一―二地先から同字九七一―二地先まで 日野郡江府町大字江尾字小原ノ一 一六九八―一―二地先から同地先まで 日野郡溝口町根雨原字下庄後一一二九―一―一地先から同町白水字松原二六三―一―一地先まで	〃

一八三号	米子市宗像字妙見前九三四地先から同字九二二一―地先まで	〃
三二三号	日野郡日南町萩原字中ハサラ田一三七八地先から同町萩原字フロノ前五七二地先まで 東伯郡関金町大字関金宿字町尻一三三四―七地先から同町大字安歩字下大向九七―三六地先まで 倉吉市金森町四六地先から同市鴨川町字砂畑二二―四地先まで	〃
三七三号	八頭郡智頭町大字駒掃字小田上エ五八六一―地先から同大字上田二五〇―一―二地先まで 八頭郡智頭町大字駒掃字杏掛七―四地先から同町大字福原字双ヶ瀧三七八―二地先まで	平成八年四月一日
四八二号	八頭郡若桜町大字茗荷谷字下河原三二八―五八地先から同大字字休ノ上三二八―三―一―地先まで 八頭郡若桜町大字茗荷谷字休ミ下モ三二二―一―三―地先から同地先まで 八頭郡船岡町大字郡家字小谷口二三二―二―地先から同字二三二―一―地先まで 八頭郡佐治村大字加瀬木字トウ々々一―四三―一―地先から同字一八五―五―地先まで	〃

鳥取県告示第二百四十五号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次のとおり県道の供用を開始するので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、平成八年三月二十九日から二週間鳥取県土木部道路課(鳥取市東町一丁目二二〇)において一般の縦覧に供する。

平成八年三月二十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

路線名	区 間	供用開始の期日
津山智頭八東線	八頭郡智頭町大字芦津字キレト三九―三―地先から同地先まで	平成八年三月三十一日
安来伯太日南線	日野郡日南町下阿毘縁字七人塚ノ元一―二―六七地先から同町下阿毘縁字七人塚ノ上ミ―二―三一―一―地先まで	〃
鳥取鹿野倉吉線	鳥取市桂見字下河原八一―四―一―地先から同字八〇四―一―地先まで 気高郡鹿野町大字河内字坂ノ谷四二七五―二―地先から同地先まで	〃
	東伯郡三朝町大字三徳字馬口岩一―三〇―一―地先から同字一―三三―一―二―地先まで	〃
	東伯郡三朝町大字三徳字馬口岩一―三三四地先から同字一―八九―二―地先まで	〃

倉吉青谷線	倉吉市上神字鴨瓜三三三二地先から同市上神字長老寺三五〇一―地先まで	〃
倉吉由良線	東伯郡大栄町大字島字内ワントフ一〇〇一―地先から同大字字原灘九〇一―地先まで	〃
米子大山線	米子市尾高字門田一七六三―二地先から同市尾高字越ノ前二二二八―一―地先まで	〃
秋里吉方線	鳥取市天神町三二―二地先から同町二七地先まで	〃
赤碕大山線	鳥取市扇町二地先から同町一―四地先まで 西伯郡中山町羽田井字中山原一四一九―一―二地先から同字一四一九―六〇地先まで	〃
鳥取国府岩美線	西伯郡大山町豊房字尾原二〇四六―二五八地先から同字二四八二―三―地先まで 鳥取市立川町五丁目一〇六一―八地先から同町一〇九一―一―八地先まで	〃
郡家鹿野気高線	八頭郡郡家町大字久能寺字鐘突堂六九四―一―地先から同字六九八―一―地先まで 気高郡気高町大字勝見字築御前五六六一―一―地先から同字五七五―一―地先まで	〃

三朝中線	東伯郡三朝町大字神倉字河原畑九七一―三―地先から同字九七三―四―地先まで	〃
倉吉赤碕中山線	倉吉市下米積字池田ノ下七四二―一―地先から同市上米積字壱町田一三五二―一―地先まで 東伯郡赤碕町大字尾張字はったい三七一―五―地先から同大字字高平三七二―四―地先まで	〃
名和岸本線	西伯郡中山町羽田井字萩原一八四五―二―地先から同地先まで	〃
岩美八東線	西伯郡中山町赤松字池ノ奥二七〇〇―一―八地先から同字一七〇〇―一―地先まで	〃
郡家国府線	八頭郡郡家町大字落岩字三山口三七〇―一―六地先から同大字字土居根九四―八―地先まで	〃
日野溝口線	八頭郡郡家町大字稲荷字北ブケ一六六地先から同町二部字長政馬場五七四―四―地先まで	〃
米子境港線	日野郡溝口町畑池字広田八四―四―地先から同町二部字長政馬場五七四―四―地先まで 米子市葭津字北谷一七六六一―四―地先から同字一七六四―一―〇地先まで 境港市清水町七六一―一―地先から同市弥生町六七地先まで	〃

阿毘縁菅沢 線	日野郡日南町折渡字上ミ川西山一〇二四一四 地先から同字一〇二四一六地先まで	〃
鳥取河原用 瀬線	八頭郡河原町大字湯谷字假場谷二一一地先 から同町大字牛戸字代ノ田二二一一地先ま で 八頭郡河原町大字山上字陽二六一一地先 から同字二六一五地先まで	〃
東伯関金線	倉吉市上米積字下田四七〇一五地先から同 字四六四一一地先まで 倉吉市福本字大境四〇一一三地先から同 市福本字上屋敷通一七五地先まで 倉吉市福本字家ノ上四〇八一五地先から同 市福本字上八七七地先まで	〃
倉吉川上青 谷線	東伯郡東郷町大字川上字道祖神一九一一 地先から同町大字河原田一〇二四一三 地先まで 日野郡江府町大字吉原字中林一四四二内第 三一地先から同字一四四一内第七地先ま で	〃
岸本江府線	日野郡江府町大字吉原字中林一四四一内第 七地先から同町大字字袋原一八五一一三 地先まで 日野郡江府町大字吉原字原尻一六三一一 地先から同地先まで	〃
淀江岸本線	米子市福万字石中ノ二五〇七一三 地先から同市福万字石田五八五一 地先まで	〃
豊房御来屋 線	西伯郡大山町豊房字尾原二〇四六一 二五七地先から同地先まで	〃
米子広瀬線	米子市新山字青木本一二二八一 一地先から同市新山字中島一三七一地先ま で 米子市新山字清水九五二一二地先 から同字九三七一一地先まで	〃
多里伯太線	日野郡日南町萩原字番定田五六五 一一地先から同地先まで	〃
印賀横田線	日野郡日南町阿毘縁字馬ノ脊二二 三八一一二地先から同町阿毘縁 字高山ノ上ミ一四一七一一三 地先まで	〃
神戸ノ上新 見線	日野郡日南町神戸上字盡シ田二 八一六地先から同町神戸上字 神田三五七一三三三三三一一 地先から同地先まで	〃
常藤関金線	東伯郡関金町大字関金宿字本谷 二三三三三三一一地先から同地 先まで 東伯郡関金町大字関金宿字上割 三三三三三三一一地先から同地 先まで	〃
倉吉東伯線	東伯郡大栄町大字亀谷字山崎八 二四一一地先から同町大字字新 山一〇一六地先まで 東伯郡東伯町大字浦安字荒神下 モ五八一一一地先から同町大 字字惣連二二〇一一地先まで	〃
才代船岡線	八頭郡八東町大字横田字善明田 九五一一地先から同字九六一 一二地先まで	〃
由良停車場 線	東伯郡大栄町大字由良宿字熊中 江四七九一一八地先から同町大 字南内浜一三〇〇地先まで	〃





羽合東伯線	東伯郡大栄町大字由良宿字乙ヶ崎八一八地先から同大字高下際八〇四一六地先まで	〃
倉吉東郷自 転車道線	倉吉市福吉町二丁目一四五八一五地先から同市金森町九地先まで	〃
米子境港自 転車道線	米子市福市字長畑八六一六四地先から同市福市字出口二〇二八一一地先まで	〃
	米子市日ノ出町一丁目二二九一四地先から同市米原二丁目二六三一一地先まで	〃
	米子市富益町字米川西四 四二三五地先から同市富益町字米川西八 四五八二地先まで	〃

鳥取県告示第二百四十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のとおり県道の供用を廃止するので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、平成八年三月二十九日から二週間鳥取県土木部道路課（鳥取市東町一丁目二二〇）において一般の縦覧に供する。

平成八年三月二十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

路線名	区 間	供用廃止の期日
由良停車場線	東伯郡大栄町大字由良宿字諸樋四七八一三三 地先から同大字字南内浜二二八九地先まで	平成八年三月三十一日